平成２５年（フ）第１０２号
三重県伊勢市小俣町宮前316番地２　ヴェルエスパセ603、前住所三重県伊勢市小俣町湯田964番地１
債務者　中野佐代子
１　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１２０４号
埼玉県川口市西川口４丁目11番39―503号　ローヤルシティ西川口７番館
債務者　折笠富美江（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５９号
埼玉県川口市領家４丁目８番11―214号　メゾン大洋パート２
債務者　花咲　龍一
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７１号
さいたま市浦和区前地２丁目６番４号　セントラルマンション108、旧住所さいたま市浦和区領家３丁目25番３号　グレイスフル202
債務者　阿部　広行
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３９号
埼玉県和光市下新倉１丁目５番66号　難波荘102
債務者　上野　英憲
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４５号
埼玉県川口市芝２丁目29番３号　アーバンハイツ102号室
債務者　遠藤　紀子
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７８号
埼玉県川口市幸町３丁目４番14号　ＯＮＥステージ川口市幸町402号
債務者　千葉　　隆
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９５号
さいたま市中央区本町東２丁目５番７号　天王山ハイツ101号
債務者　高橋　易義
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９７号
埼玉県加須市上三俣816番地１　エルディムキムラⅠ―101号
債務者　菊池　綾子
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９８号
埼玉県新座市栄２丁目３番26号　麦倉方
債務者　万田あゆ美（旧姓岩永）
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１２号
埼玉県蓮田市蓮田１丁目236番地　アーバン吉田２―102号
債務者　椎野　信也
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野５番地１
債務者　出張　陽太
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第１３０１号
さいたま市南区文蔵３丁目18番３―116号
債務者　北川　和作
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５６号
埼玉県戸田市中町２丁目６番20号
債務者　石井　清人
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５７号
埼玉県戸田市中町２丁目６番20号
債務者　石井比登美
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９６号
埼玉県北本市東間１丁目２番地４　ベルピア北本102、旧住所埼玉県鴻巣市下忍4333番地１
債務者　橋本　昭一
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１１号
埼玉県蕨市錦町１丁目12番40号　アーバンラフレ戸田309号
債務者　臼倉　和也
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係